

ID: 655

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	保育の実施に要する保育費用の徴収		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第56条第3項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第56条第3項の規定による。</p> <p>第56条</p> <p>3 第50条第6号の2に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第51条第3号若しくは第4号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日